



第5次

八女市男女共同参画行動計画

個性が輝く、男女が共に参画するまちづくり

令和3年度～令和7年度

はじめに

平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が公布・施行されてから、すでに 20 年以上が経過しました。基本法の前文には「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要」と書かれています。この間、国では、基本法の理念に沿って、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。

しかしながら、それらの取り組みは今もなお十分に進展しているとは言い難く、さらに、社会情勢の急激な変化に伴い、新たな課題に対応する必要も生じています。本格的な人口減少社会が到来し、単身世帯の増加をはじめ人口構成や世帯構成が大きく変化する中で、地域活動や経済活動における多様な担い手の確保や、働き方の変革が求められています。

加えて、令和 2（2020）年からの新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規で働く人が多い女性の雇用や所得に多大な影響を与えたほか、配偶者等からの暴力の増加や深刻化をもたらすことが懸念されています。

八女市においても、平成 16（2004）年に「八女市男女共同参画のまちづくり条例」を制定するとともに、4 次に渡り「八女市男女共同参画行動計画」を策定し、行動計画に基づいて男女共同参画を推進するための施策を実施してきました。

第 4 次行動計画の最終年度である令和 2（2020）年に実施した「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」の結果からは、固定的な性別役割分担に反対の考えを持つ人が増えるなど、市民の意識が変化しつつあることがうかがえます。一方で、様々な分野において男性の方が優位であると感じている人は依然として多く、また、ワーク・ライフ・バランスが実現できていない現状や、配偶者等からの暴力など、改善を図らなければならない課題も見えてきました。

この「第 5 次八女市男女共同参画行動計画」は、こうした課題を解決し、男女共同参画社会を実現するために、八女市男女共同参画推進審議会の答申を踏まえて策定したものです。

今後 5 年間、この行動計画に基づき、男女が共に参画するまちづくりに向けて取り組んでまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本行動計画の策定にあたりまして、八女市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

八女市長 三田村 統 之

第1章 計画策定の背景

国際的な動き.....	3
国・県の動き.....	3
八女市の取り組み.....	4

第2章 計画の基本的な考え方

計画策定の目的.....	9
計画の性格.....	9
計画の基本理念と目標.....	10
計画の期間.....	11
計画の体系.....	12

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

主要課題1 教育における男女共同参画の推進.....	15
主要課題2 男女共同参画に対する理解の促進.....	17
主要課題3 男女共同参画に関する国際的協調.....	19

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する労働環境づくり

主要課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	21
主要課題2 雇用の分野における女性活躍の推進.....	24
主要課題3 農業における男女共同参画の推進.....	27
主要課題4 商工自営業における男女共同参画の推進.....	30

基本目標Ⅲ 男女が共に参画する地域づくり

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進.....	32
主要課題2 地域活動における男女共同参画の推進.....	33
主要課題3 地域防災活動における男女共同参画の推進.....	35
主要課題4 市民との協働による男女共同参画の推進.....	36

基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

主要課題1 生涯を通じた健康づくりの支援.....	37
主要課題2 社会的な困難を抱えた人への支援.....	39
主要課題3 配偶者等からの暴力の根絶.....	42

行動計画を推進するための取り組み.....	45
-----------------------	----

資料編

用語解説.....	49
八女市男女共同参画のまちづくり条例.....	51
八女市男女共同参画推進審議会規則.....	54
男女共同参画社会基本法.....	55
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	58
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律.....	65
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	70
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律.....	77
八女市男女共同参画推進審議会委員名簿.....	78

本文中で「*」を付している用語については、49～50 ページに解説を記載しています。

第 1 章

計画策定の背景

1 国際的な動き

1972（昭和 47）年の第 27 回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」とすることが決定されました。この年、メキシコで国際婦人年世界会議が開催され、各国の女性問題解決と男女平等の実現を図るための大きな指針となる「世界行動計画」が採択されました。

そして、1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までを「国連婦人の 10 年」と定め、1985 年にケニアで開催された『国連婦人の 10 年』ナイロビ世界会議では、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。また、1979（昭和 54）年には、国連第 34 回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本も 1985（昭和 60）年にこの条約を批准しました。

その後も、1995（平成 7）年に「平等・開発・平和のための行動」をテーマに「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。行動綱領は、12 の重大問題領域に沿って、女性のエンパワーメント*のためのアジェンダ（予定表）を記したものです。

2000（平成 12）年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2015（平成 27）年には、北京宣言及び行動綱領採択から 20 年を記念して、第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」が開催され、さらなる具体的な行動をとることを表明した「政治宣言」が採択されました。

また、2015 年には、国連で持続可能な開発目標（SDGs／エスディージーズ）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、日本も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指して取り組みを進めています。SDGs のゴール 5 には「ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられています。

2 国・県の動き

「国連婦人の 10 年」などの国際的な動きを受けて、日本国内でも昭和 52（1977）年に国内行動計画が策定されました。さらに昭和 60（1985）年には、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの法整備が行われ、女子差別撤廃条約を批准しました。

昭和 62（1987）年には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、推進体制も強化されていきました。

そして平成 11（1999）年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」で、男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられました。平成 12（2000）年には、基本法に基づき、男女共同参画に係る初めての法定計画である男女共同参画基本計画が策定されました。令和 2（2020）年には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されています。

また、基本法のほかにも、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、平成 30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、法整備が進められています。

福岡県では、昭和 53（1978）年に「婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」、昭和 54（1979）年に「婦人対策室」が設置され、昭和 55（1980）年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定されました。平成 13（2001）年には、基本法の成立を踏まえて「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されたほか、翌平成 14（2002）年に「福岡県男女共同参画計画」が策定され、福岡県の男女共同参画に関する施策が推進されてきました。この間、平成 8（1996）年には、福岡県女性総合センター（現：福岡県男女共同参画センター）が開館しています。

また、平成 28（2016）年には、行政、経済団体、関係団体が一体となって女性の活躍を支援するため「福岡県女性の活躍応援協議会」が設置されました。平成 31（2019）年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民を守るための条例」が制定されています。

3 八女市の取り組み

八女市では、平成 8（1996）年に女性行政の総合的な窓口を設置したほか、市内の推進組織として「八女市女性問題推進協議会」（現：八女市男女共同参画推進協議会）を設置しました。また、平成 10（1998）年に「八女市女性問題懇話会」が発足し、「男女共生の社会づくりをめざす市民意識調査」の実施など積極的な活動を行いました。平成 13（2001）年には「八女市男女共同参画推進審議会」を設置し、第 1 次行動計画「八女市男女共同参画行動計画～男女が共に参画するまちづくり～」を策定しました。

平成 16（2004）年には、男女共同参画推進審議会からの答申を受けて「八女市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。この条例は「人権の尊重」「慣行等にとらわれない活動の選択」「政策・方針決定過程への参画」「家庭生活と就労をはじめとする社会活動との両立」「教育の場における男女共同参画の推進」「国際社会との協調」の 6 つの基本理念と、市民・事業者の役割、市の責務などを定め、男女共同参画のまちづくりをめざすものです。

平成 18（2006）年に第 2 次八女市男女共同参画行動計画「個性が輝く、まちが輝く。～男女

が共に参画するまちづくり～」を策定しました。平成 19（2007）年には八女市男女共同参画都市を宣言し、記念事業を実施するなど、男女共同参画社会に向け積極的に取り組む姿勢を市内外へ向けアピールしました。

平成 18（2006）年 10 月と平成 22（2010）年 2 月の市町村合併を経て、平成 23（2011）年に第 3 次八女市男女共同参画行動計画、平成 27（2015）年に第 4 次八女市男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開しています。

平成 29（2017）年には男女共同参画都市宣言 10 周年記念事業を開催して、これまでの取り組みを振り返り、次の歩みにつなげる契機としました。

この第 5 次行動計画の期間中である令和 6（2024）年には、男女共同参画のまちづくり条例制定から 20 年の節目を迎えることとなります。

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

男女共同参画社会基本法では「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない」とされています。これを受けて、八女市男女共同参画のまちづくり条例では「市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない」としています。

これまで第1次から第4次までの男女共同参画行動計画を策定し、それらの行動計画に沿って男女共同参画の推進を図ってきました。しかし、令和2（2020）年に実施した「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」結果からは、男女の地位の不平等感など、依然として多くの課題があることがうかがえます。

また、価値観が多様化する現代においては、アンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み・偏見）が固定的な性別役割分担意識*を助長したり、個性や能力の発揮を阻害したりといった影響をもたらすことが問題となってきました。地域に根強く残るアンコンシャス・バイアスは、若い女性の活躍の機会を奪い、女性が都市部へ流出する要因になっているとも指摘されており、バイアスに対する気づきや理解を通してその影響を減らしていくことは、魅力的な地域づくりのためにも克服すべき重要な課題です。同時に、様々な方針決定の場に女性の参画を進め、地域づくりに女性の声を反映させていく必要があります。

この第5次八女市男女共同参画行動計画は、条例に基づき、こうした八女市の現状と課題を踏まえて、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化して総合的かつ計画的な推進を図り、男女共同参画社会を早期に実現することを目的としています。

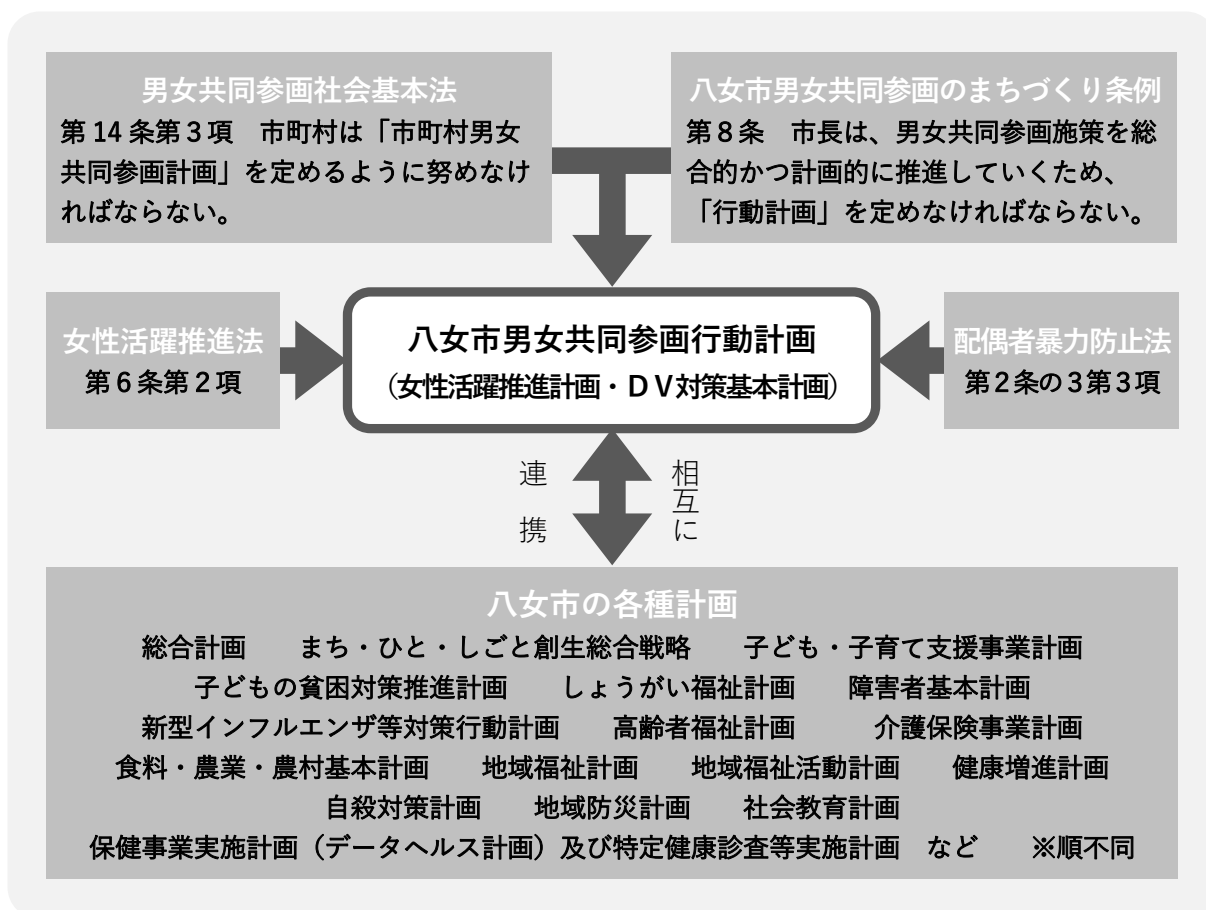
2 計画の性格

この計画は「八女市男女共同参画のまちづくり条例」に基づくもので、八女市男女共同参画推進審議会からの答申および「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」の結果を受けて策定されました。

男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次福岡県男女共同参画計画」との整合性を保ちながら、男女共同参画のまちづくりに向けた施策の方向性を示しています。

また、第5次八女市総合計画をはじめとする八女市の各種計画と相互に連携し、男女共同参画の分野における施策を総合的に推進するものです。

この計画では、基本目標Ⅱ「男女が共に参画する労働環境づくり」を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「八女市女性活躍推進計画」として位置付けます。さらに、基本目標Ⅳ「男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援」の主要課題3「配偶者等からの暴力の根絶」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「第3次八女市DV対策基本計画」として位置付けます。



3 計画の基本理念と目標

男女が社会のあらゆる分野において、対等な構成員として喜びも責任も共に分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、誰もが生き生きと輝く男女共同参画のまちづくりをめざし、この計画の基本理念を「個性が輝く、男女が共に参画するまちづくり」とします。

また、基本理念を達成するため、次の4つの基本目標を設定し、これに沿って施策を展開していきます。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女が共に参画する労働環境づくり
- 基本目標Ⅲ 男女が共に参画する地域づくり
- 基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

4 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により、行動計画を運用する上で不都合が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 計画の体系

基本理念	基本目標	主要課題	基本的施策
個性が輝く、男女が共に参画するまちづくり	Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	1 教育の場における男女共同参画の推進	(1) 学校教育における男女共同参画の推進 (2) 教育に携わる者への啓発の推進
		2 男女共同参画に対する理解の促進	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動 (2) 男女共同参画に関する学習の機会の提供
		3 男女共同参画に関する国際的協調	(1) S D G s に関する理解の促進
	Ⅱ 男女が共に参画する労働環境づくり (八女市女性活躍推進計画)	1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と子育ての両立支援の充実 (2) 仕事と介護の両立支援の充実 (3) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実
		2 雇用の分野における女性活躍の推進	(1) 女性が働きやすい労働環境の整備 (2) セクシュアル・ハラスメント等の防止
		3 農業における男女共同参画の推進	(1) 男女のパートナーシップの確立 (2) 女性農業者への支援
		4 商工自営業における男女共同参画の推進	(1) 就業環境の整備 (2) 女性自営業者への支援
		1 政策・方針決定への女性の参画の促進	(1) 審議会・委員会等への女性の登用の促進
		2 地域活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動への女性の参画の促進
		3 地域防災活動における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の促進
		4 市民との協働による男女共同参画の推進	(1) 市民と行政の協働による事業の推進
	Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援	1 生涯を通じた健康づくりの支援	(1) 生涯を通じた健康づくりの支援 (2) 妊娠・出産に関する健康づくりの支援 (3) スポーツを通じた健康づくりの支援
		2 社会的な困難を抱えた人への支援	(1) ひとり親家庭に対する支援 (2) 高齢者・障がい者に対する支援 (3) 経済的困難を抱えた人に対する支援 (4) 外国人に対する支援 (5) 性的少数者に対する支援
		3 配偶者等からの暴力の根絶 (第3次八女市DV対策基本計画)	(1) DVに関する啓発の推進 (2) DVに関する相談・支援体制の強化
	行動計画を推進するための取り組み		(1) 庁内の推進体制の充実 (2) 行動計画の進捗管理

第 3 章

計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

主要課題1 教育における男女共同参画の推進

《現状と課題》

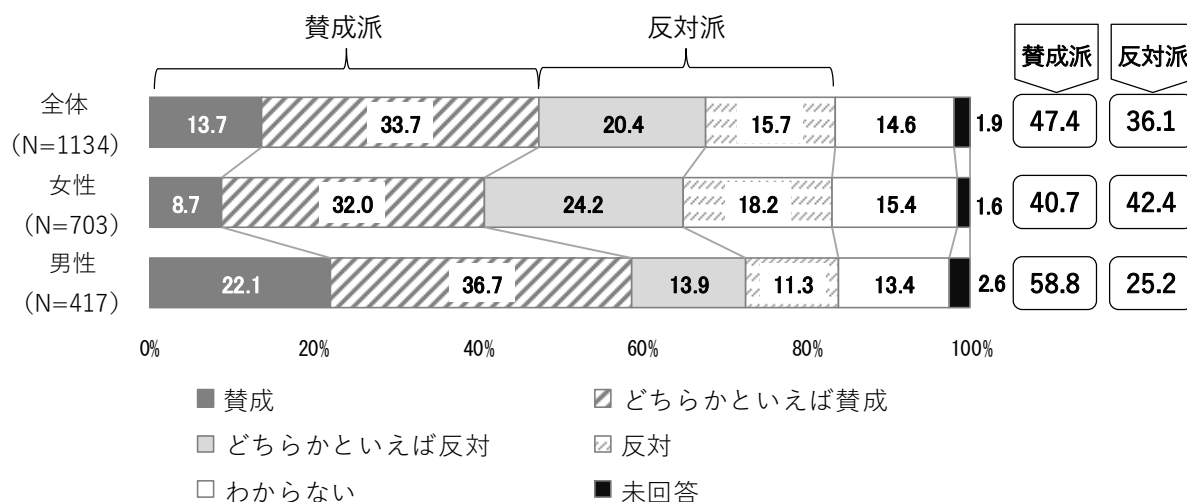
男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が性別による差別を受けることなく、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することが大切だという意識づくりが必要です。その意識づくりを進めるうえで、学校教育や社会教育などの教育の場における男女共同参画の推進は、大きな役割を果たします。

市民アンケートで、男女共同参画社会の形成のために行政が力を入れたらよいと思うことを尋ねたところ、「学校教育や社会教育の場で、男女平等についての学習を充実する」が2番目に高く、教育の重要性が強く感じられていることが分かります。

また市民アンケートでは、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」という考え方に賛成する人の割合が、反対する人の割合を上回りました。そうした考え方が子どもの個性の発揮を妨げることがないように、固定的性別役割分担意識にとらわれない教育や、主体的に進路を選択できる進路指導を行っていく必要があります。

学校教育では、いわゆる「隠れたカリキュラム」も重要です。「隠れたカリキュラム」とは、教師が意図するかしないかに関わらず、児童生徒が自ら学びとっていく全ての事柄を指し、学校という場のあり方や雰囲気であると言えます。「隠れたカリキュラム」を通して固定的性別役割分担意識などが助長されないためにも、教育に携わる人の男女共同参画意識の醸成を図るため、研修などを通じて啓発を行います。

《図表1》「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」という考え方について〔全体、性別〕



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《基本的施策》

(1) 学校教育における男女共同参画の推進

具体的事業		事業の説明	担当課
1	人権教育の推進	○ 男女平等・人権尊重の視点に立った人権教育の推進を図ります。	人権・同和教育課
2	性に関する指導の充実	○ 児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進を図ります。	学校教育課
3	男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	○ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性を尊重した進路指導の充実を図ります。	学校教育課
4	教育相談の充実	○ 関係機関の連携により、児童・生徒や保護者の相談窓口の充実を図ります。	学校教育課

(2) 教育に携わる者への啓発の推進

具体的事業		事業の説明	担当課
5	教職員・保育職員等の研修の充実	○ 教育・保育に携わる職員に対し、男女平等・人権尊重に関する研修を実施します。	子育て支援課 人権・同和教育課
6	社会教育関係者への啓発・情報提供	○ 社会教育に携わる関係者に対し、男女平等・人権尊重に関する研修等への参加を働きかけます。	社会教育課

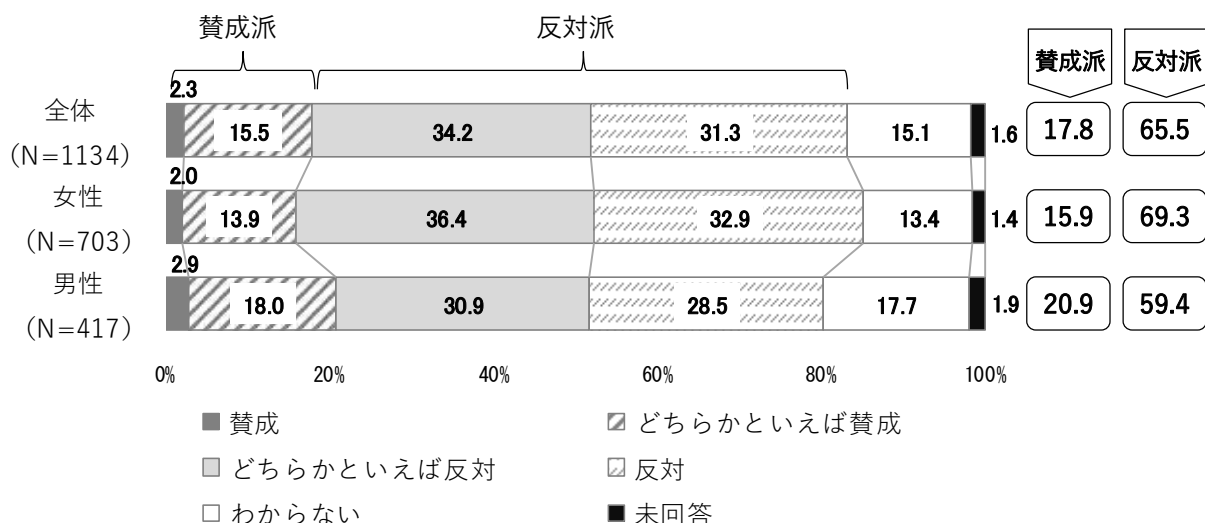
主要課題2 男女共同参画に対する理解の促進

《現状と課題》

市民アンケートによると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担の考え方について、65%以上の方が「反対」と答えています。「賛成」の割合を大きく上回り、市民の意識が変化してきていることがうかがえます。しかし、「固定的性別役割分担」という言葉を知っている人は14.0%、「ワーク・ライフ・バランス*」を知っている人は32.1%にとどまるなど、男女共同参画に関する用語や考え方が十分に浸透しているとは言えません。

男女共同参画についての理解を広げ、男女共同参画の意識づくりを促進するために、広報活動や講座の開催など、様々な手段を活用した啓発を行っていく必要があります。

《図表2》「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について〔全体、性別〕



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《基本的施策》

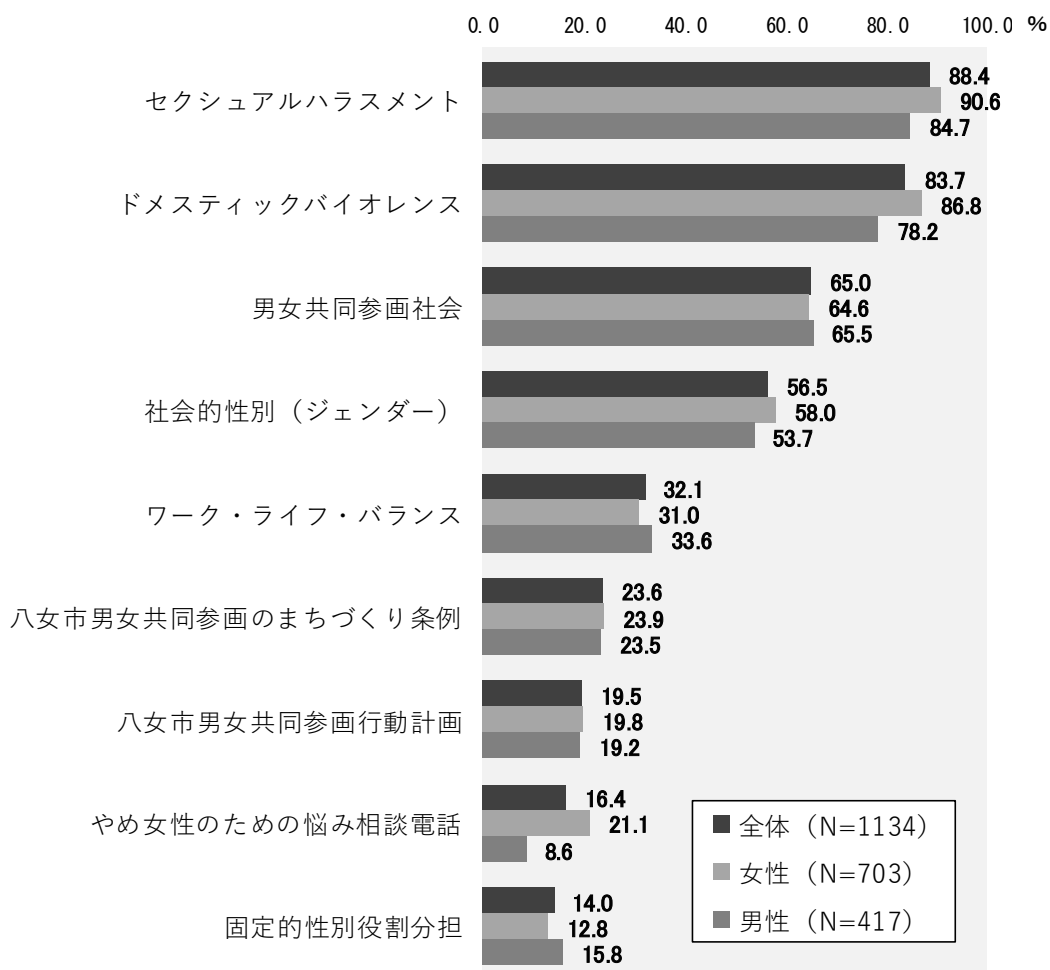
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動

具体的事業		事業の説明	担当課
7	市広報・ホームページ等での啓発・情報提供	○ 男女共同参画に関する啓発記事や情報を、市の広報紙やホームページに掲載します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
8	男女共同参画情報誌の発行	○ 男女共同参画情報誌「とうぎゃざー」を発行し、市民に配布します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
9	表現ガイドラインの整備・活用	○ 情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。 ○ 社会情勢の変化等に応じてガイドラインの見直しを行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課 全庁

(2) 男女共同参画に関する学習の機会の提供

具体的事業		事業の説明	担当課
10	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	○ 男女共同参画の理解を深め、男女がいきいきと活躍できる社会づくりの機運を高める講座・講演会を開催します。 ○ 人権セミナーに、男女共同参画に関するテーマを取り入れます。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
11	講座・講演会での託児室の開設	○ 講座・講演会等を開催する際は、子どもをもつ人が参加しやすいよう託児室を開設します。	全庁
12	男女共同参画に関する図書の充実	○ 男女共同参画や女性問題などに関する図書を展示・紹介します。	社会教育課

《図表 3》男女共同参画に関する用語の認知度 [全体、性別]



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

主要課題３ 男女共同参画に関する国際的協調

《現状と課題》

八女市男女共同参画のまちづくり条例は、基本理念の一つとして「男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと」を掲げています。

2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす、17の国際目標です。そのうちのゴール5「ジェンダー」では、ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行うことを目標にしています。

日本国内でもSDGs達成のための様々な取り組みが行われています。平成28（2016）年12月に策定された「SDGs実施指針」では、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」が8つの優先課題の一つに掲げられ、女性活躍の推進体制の強化等が進められています。また、地方自治体はSDGsを推進する主なステークホルダー（利害関係者）と位置付けられており、男女共同参画のまちづくりに向けて、啓発活動などを通じてSDGsの考え方に対する理解を促進する必要があります。

持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

《基本的施策》

（１）SDGsに関する理解の促進

具体的事業		事業の説明	担当課
13	SDGsに関する啓発・情報提供	○ SDGsに関する理解を深めるため、啓発や情報提供を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
14	SDGsに関する学習機会の提供	○ SDGsをテーマとした講座・講演会を開催します。 ○ 他の機関がSDGsをテーマに開催する講座・講演会についての情報提供を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

持続可能な開発目標SDGs 17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 飢餓をゼロに 	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 すべての人に健康と福祉を 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに 	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る
6 安全な水とトイレを世界中に 	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も 	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 人や国の不平等をなくそう 	国内および国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14 海の豊かさを守ろう 	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう 	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する労働環境づくり

(八女市女性活躍推進計画)

主要課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

《現状と課題》

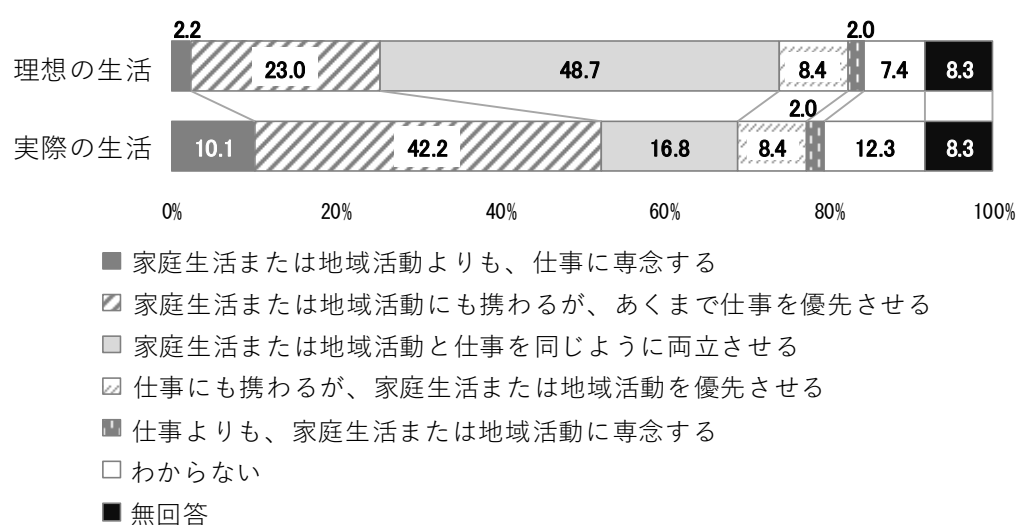
家庭の外で働く女性が増えたことに伴い、共働き世帯が増しましたが、働き方や仕事と家庭の両立支援においては、依然として、長時間労働や性別役割分担をはじめとした旧来の慣行が残っています。こうした状況を改善するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要な課題となっています。

市民アンケートによると、「理想の生活」として、約半数の人が「家庭生活または地域活動と仕事との両立」を望んでいますが、そうした生活を「実際の生活」において実現できている人は2割に届いておらず、仕事を優先せざるを得ない状況がうかがえます。

同じく市民アンケートでは、男女共同参画社会の形成のために行政が力を入れたらよいこととして、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が最も高い割合を占めました。また、共働き世帯であっても、多くの家庭で炊事、掃除など日常的な家事責任を女性が担っていることが分かります。

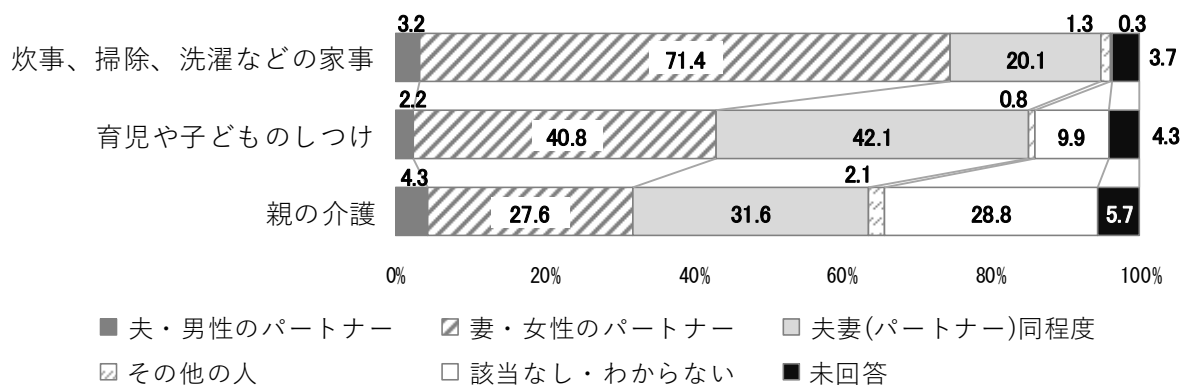
多くの人が望む生活を実現するとともに、男女が共に十分に能力を発揮して働ける環境を実現できるよう、仕事と育児や介護との両立支援をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを行っていく必要があります。

《図表4》「理想の生活」と「実際の生活」について [全体：N=1134]



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《図表5》家庭における家事等の主な担い手〔結婚しているかパートナーと暮らしている人：N＝775〕



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《基本的施策》

(1) 仕事と子育ての両立支援の充実

具体的事業		事業の説明	担当課
15	「子ども・子育て支援事業計画」の推進	○ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実や子育て環境の整備、配慮が必要な子どもと家庭に対する支援を行います。	子育て支援課

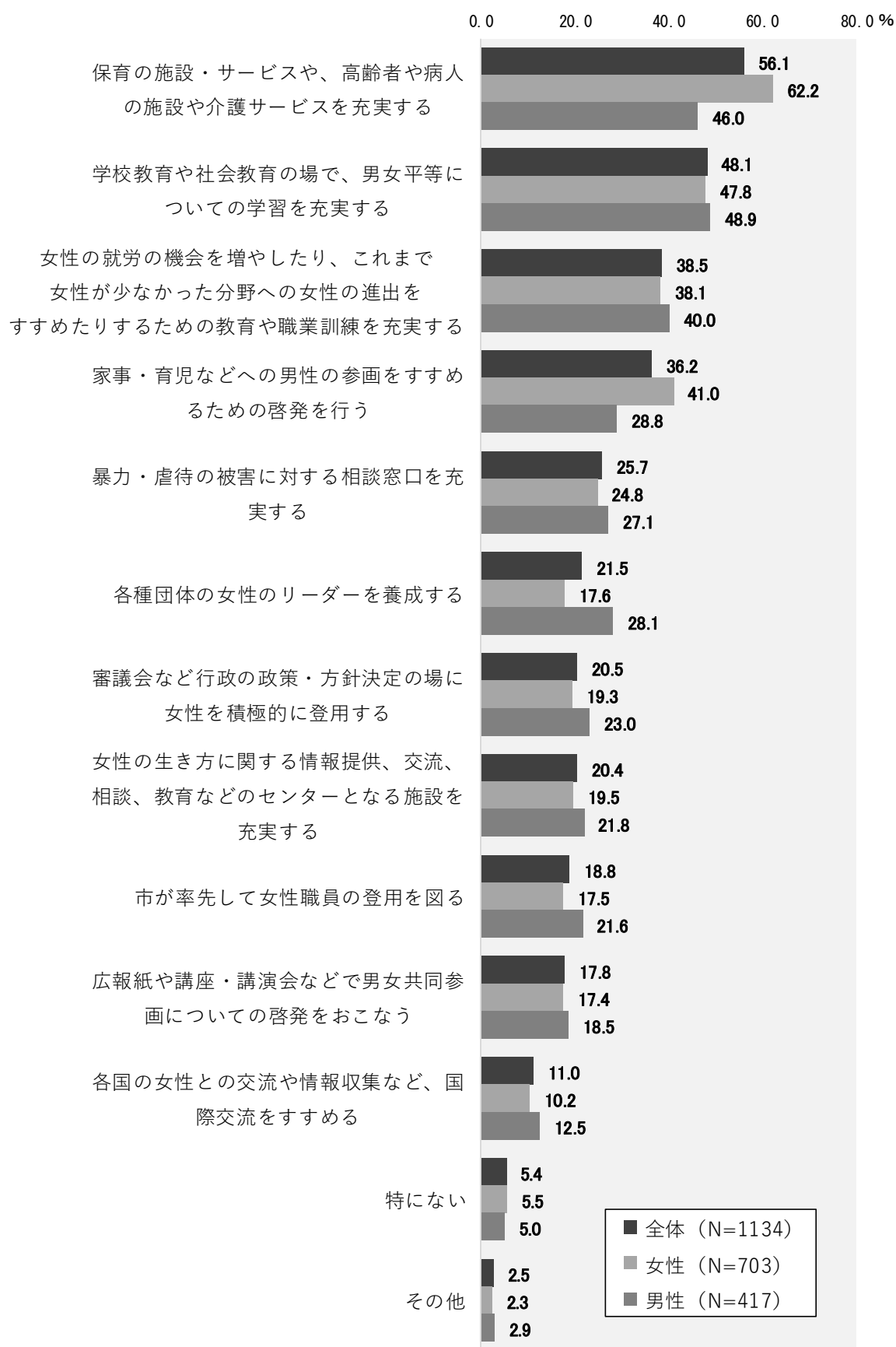
(2) 仕事と介護の両立支援の充実

具体的事業		事業の説明	担当課
16	家族介護者に対する支援の充実	○ 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、家族介護者への支援や、地域で支えあう環境づくりを進めます。	介護長寿課

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実

具体的事業		事業の説明	担当課
17	男性の家事・育児等への参画を促す啓発・情報提供	○ 「おとこの料理教室」など、男性が参加しやすい両立支援講座を開催します。 ○ 「プレママ・プレパパ講座」など、父母が一緒に参加できる子育て講座を開催します。 ○ 市広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供を行います。	子育て支援課 人権・同和政策・男女共同参画推進課
18	企業・事業所等への啓発・情報提供	○ 企業・事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進や労働環境の整備に関する啓発や情報提供を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

《図表 6》 男女共同参画のために行政が力を入れたらよいと思うこと（複数回答）[全体、性別]



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

主要課題２ 雇用の分野における女性活躍の推進

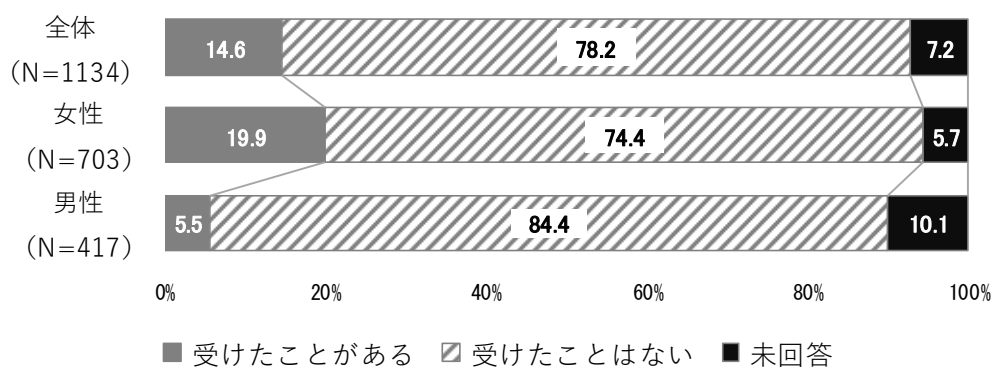
《現状と課題》

職業生活における女性の活躍を推進することで、豊かで活力ある社会の実現を図るために、平成 27（2015）年、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行されました。常時雇用する労働者が 301 人以上（令和 4 年 4 月 1 日以降は 101 人以上）の事業主は、採用比率や管理職比率など女性の活躍に関する状況を把握・分析し、それを踏まえた目標や取り組みを内容とする「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。また、平成 17（2005）年に施行された次世代育成支援対策推進法でも、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。いずれも、労働者の数がそれぞれ定められた数に満たない場合は、計画策定は努力義務とされています。

市民アンケートで、自分の職場は女性にとって働きやすいと思うか尋ねたところ、「会社等の従業員」のうち 8 割近い人が「女性にとって働きやすい」と答えています。一方で、職場における男女の地位の平等感については、過半数が「男性の方が優位」と答えています。女性が働き続けるために必要なこととして、仕事と家庭生活の両立支援制度の充実のほか、「職場の習慣を改める」「職場の雰囲気づくりをする」という意見も多く、女性が男性と対等の立場で活躍し、働きやすい職場環境を実現するには、まだ課題が残されていることがうかがえます。

さらに、セクシュアル・ハラスメント*の被害経験を尋ねたところ、約 2 割の女性が「セクハラを受けたことがある」と答え、男性の被害状況を大きく上回りました。セクシュアル・ハラスメントのほか、パワーハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントも問題となっており、あらゆるハラスメントのない職場づくりに向けて防止対策を講じていく必要があります。

《図表 7》セクシュアル・ハラスメントの被害経験について [全体、性別]



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《図表 8》女性が働き続けるために必要だと思うこと（複数回答）[全体、性別]



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《基本的施策》

(1) 女性が働きやすい労働環境の整備

具体的事業		事業の説明	担当課
19	女性の就労支援	○ 女性のスキルアップや就業を目的とした講座を開催します。 ○ 市広報やホームページ等を活用して、女性の就労支援に関する情報提供を行います。	企業誘致課 人権・同和政策・男女 共同参画推進課 社会教育課
20	一般事業主行動計画の策定の支援	○ 企業・事業所が女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定するにあたって、必要な支援を行います。	人権・同和政策・男女 共同参画推進課

(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止

具体的事業		事業の説明	担当課
21	ハラスメント防止に関する啓発	○ 市広報やホームページ等を活用して、セクハラ、パワハラなどのハラスメント防止に関する啓発を行います。	人権・同和政策・男女 共同参画推進課
22	ハラスメントに関する相談窓口の周知	○ 市広報やホームページ等を活用して、ハラスメント被害者のための相談窓口の周知を図ります。	企業誘致課 人権・同和政策・男女 共同参画推進課

主要課題3 農業における男女共同参画の推進

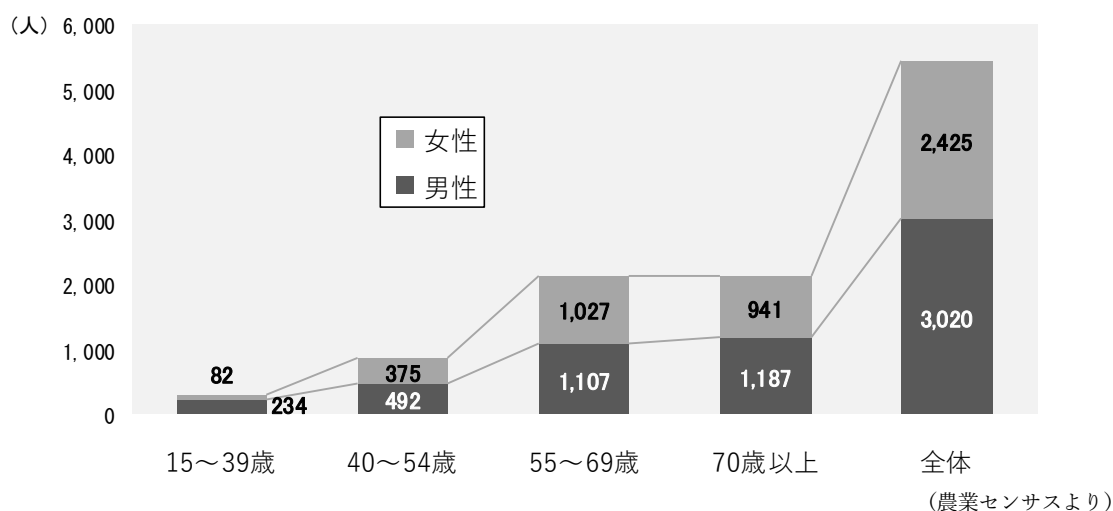
《現状と課題》

農業は八女市の基幹産業です。女性は農業の重要な担い手であり、基幹的農業従事者の44.5%を女性が占めています（2015年）。加えて、農産加工・販売の取り組みや地域活動への参画などを通じて、農村地域の活性化にも大きく貢献しています。また、株式会社日本政策金融公庫が行った調査によると、女性が農業経営に関与すると収益力が向上することが示されています。さらに、人口減少など社会情勢が大きく変化する中で、農業の多様な担い手の確保が課題となっており、女性就農者の育成や、女性の農業経営への参画が重要性を増しています。

そのため、家族経営協定*を推進するなど、農業経営における女性の役割を明確化し、意欲と能力を十分に発揮できるようにする取り組みが必要です。また、市民アンケートで職場での女性の働きやすさを尋ねたところ、農業や商業など自営業においては、他の職業に比べ、自分の職場が「女性にとって働きやすい」と答えた人の割合が低くなっています。働きやすい職場づくりのため、労働時間や休日など、働き方の改善をめざす必要があります。

八女市の農業委員会における女性委員の割合は2.9%（令和3年1月現在）で、農業分野での意思決定機関への女性の参画は十分とは言えません。農業全体の活性化のためにも、意思決定機関への女性の参画を進め、農業や農村を男女が共に担うことができるパートナーシップを確立することが重要です。

《図表9》八女市の男女別・年齢階層別にみた基幹的農業従事者数（2015年）



《図表10》八女市の家族経営協定の締結数（各年12月31日現在）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
家族経営協定締結数（件）	2	7	6	2	5
うち女性を含む家族数（件）	2	5	5	2	5

（農業振興課）

《図表 11》八女市の認定農業者数（各年 12 月 31 日現在）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
認定農業者数（人）	806	792	779	772	746
うち女性認定農業者数（人）	10	13	12	12	10
共同申請の女性数（人）	10	9	10	12	10

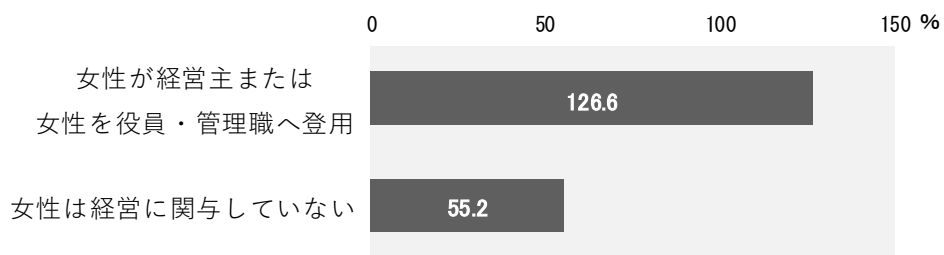
（農業振興課）

《図表 12》八女市農業委員の女性比率の推移（各年 1 月 1 日現在）

	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年	令和 3 年
委員総数（人）	44	45	69	69
うち女性委員数（人）	2	3	4	2
女性比率（％）	4.5	6.7	5.8	2.9

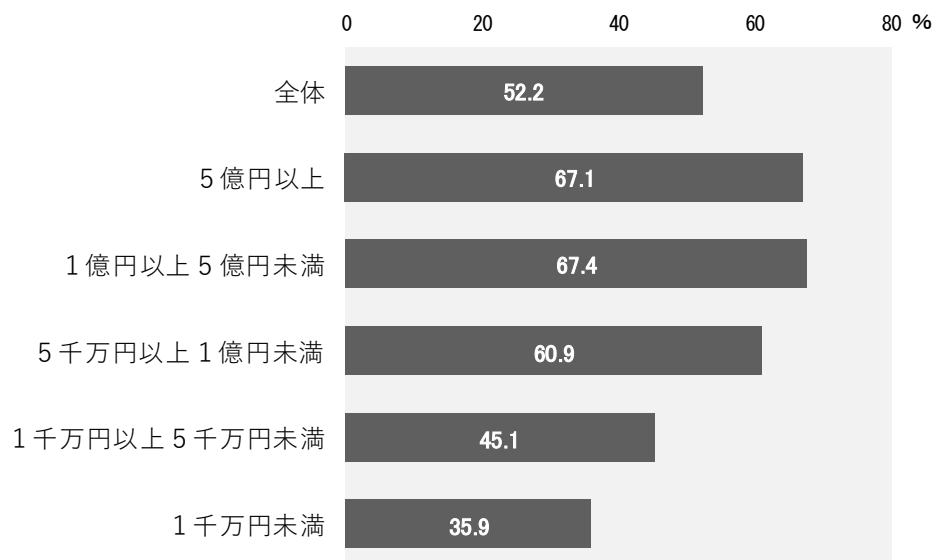
（農業委員会）

《図表 13》女性の経営への関与別経常利益増加率（直近 3 年間）



株式会社日本政策金融公庫 H28 年 9 月「平成 28 年上半期農業景況調査」より

《図表 14》売上規模別 女性が農業経営に関与している割合



株式会社日本政策金融公庫 R1 年 12 月「令和元年度 7 月農業景況調査」より

《基本的施策》

（１）男女のパートナーシップの確立

具体的事業		事業の説明	担当課
23	家族経営協定の推進	○ 農業者の就業条件の整備や、農業経営への女性の参画推進のため、家族経営協定の締結を進めます。	農業振興課
24	農業経営改善計画に関する啓発	○ 認定農業者が農業経営改善計画を策定する際に、労働時間の削減などについて相談や啓発を行います。	農業振興課

（２）女性農業者への支援

具体的事業		事業の説明	担当課
25	農村女性グループの活動支援	○ 農村女性活動推進支援事業を活用し、農村女性グループが行う新規品目導入研究、農産加工品開発などの活動を支援します。	農業振興課
26	女性農村アドバイザーの育成	○ 女性農村アドバイザーをはじめ女性リーダーを育成するとともに、活動を支援します。	農業振興課

主要課題4 商工自営業における男女共同参画の推進

《現状と課題》

八女市には、八女福島仏壇や八女提灯などの伝統工芸品の製造や、農産物の加工販売など、多種多様な事業所があり、本市の特色であるとともに、地域経済を支える重要な産業となっています。しかし、大型店の進出や買い物人口の減少など、商工自営業を取り巻く状況は厳しくなっています。商工自営業の活性化と担い手の確保のためにも、女性の能力を十分に活かしていくことが求められています。

また、事業所の多くが、家族経営などによる小規模な事業所です。平成28年の調査によると、八女市の小売業では個人事業主総数に占める女性の割合が約25%であるのに対し、無給の家族従業者に占める女性の割合は80%を超えています。自営業では、自分の職場が「女性にとって働きやすい」と思う人の割合が他の職業に比べて低いという市民アンケート結果もあり、家族従業者としての女性の役割を適正に評価し、働きやすい環境の整備に取り組む必要があります。

そのためにも、経営への女性の参画を進めるとともに、女性の起業や商工団体の役員への登用を促進するため、女性人材の育成を支援することが重要です。

《図表15》八女市の小売業の男女別従業者数（平成28年6月）

小売業	個人事業主総数（人）			無給の家族従業者総数（人）		
		うち男性	うち女性		うち男性	うち女性
	392	293	99	218	36	182

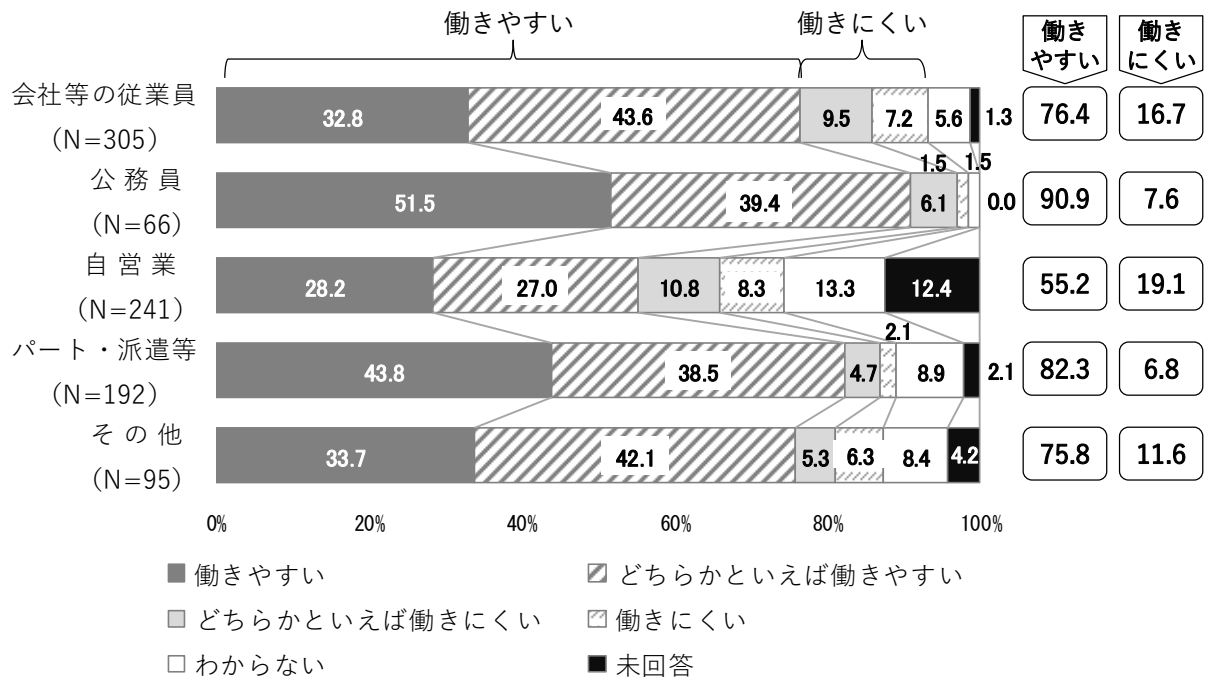
経済産業省 H28「経済センサス-活動調査」より

《図表16》八女商工会議所および八女市商工会の女性役員数（各年4月1日現在）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
八女商工会議所の役員総数（人）	32	32	32	32	32
うち女性役員数（人）	0	0	0	0	1
八女市商工会の役員総数（人）	35	35	35	35	35
うち女性役員数（人）	1	1	1	1	1

（商工振興課）

《図表 17》 自分の職場は女性にとって働きやすいと思うか [職種別]



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《基本的施策》

(1) 就業環境の整備

具体的事業		事業の説明	担当課
27	商工自営業者への啓発・情報提供	○ 商工自営業における男女共同参画推進に関し、啓発や情報提供を行います。	商工振興課 人権・同和政策・男女共同参画推進課

(2) 女性自営業者への支援

具体的事業		事業の説明	担当課
28	商工団体役員への女性の登用	○ 商工団体に理解を求め、役員への女性の登用を進めるよう啓発を行います。	商工振興課
29	女性人材の育成支援	○ 関係機関と連携し、女性人材の育成をめざす研修会等の開催や情報提供を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

基本目標Ⅲ 男女が共に参画する地域づくり

主要課題 1 政策・方針決定への女性の参画の促進

《現状と課題》

男女共同参画のまちづくりを実現するためには、政策や方針を決定する過程への女性の参画を進めることが重要です。第4次八女市男女共同参画行動計画では、市の審議会・委員会等における女性委員の割合を40%とすることをめざしていましたが、令和2年4月1日現在で27.7%にとどまり、目標を達成することはできませんでした。

しかし、わずかずつではありますが女性委員の割合は増えてきており、引き続き全庁をあげて女性委員の登用を進め、第5次行動計画の期間内での登用率40%達成をめざします。

《図表 18》市の審議会・委員会等委員に占める女性の割合の推移（各年4月1日現在）



（人権・同和政策・男女共同参画推進課）

《基本的施策》

（1）審議会・委員会等への女性の登用の促進

具体的事業		事業の説明	担当課
30	審議会・委員会等委員への女性の登用	○ 市の審議会・委員会等委員の女性の割合を40%以上とすることを目標に、女性委員の登用を進めます。 ○ そのために、全庁的に意義・目的を共有し、選出区分の見直しなど具体的な対策を検討します。	全庁
31	女性人材リストの整備・活用	○ 審議会・委員会等委員の選出をはじめ、さまざまな場面への女性の参画につなげるため、女性人材リストの整備・活用を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

主要課題2 地域活動における男女共同参画の推進

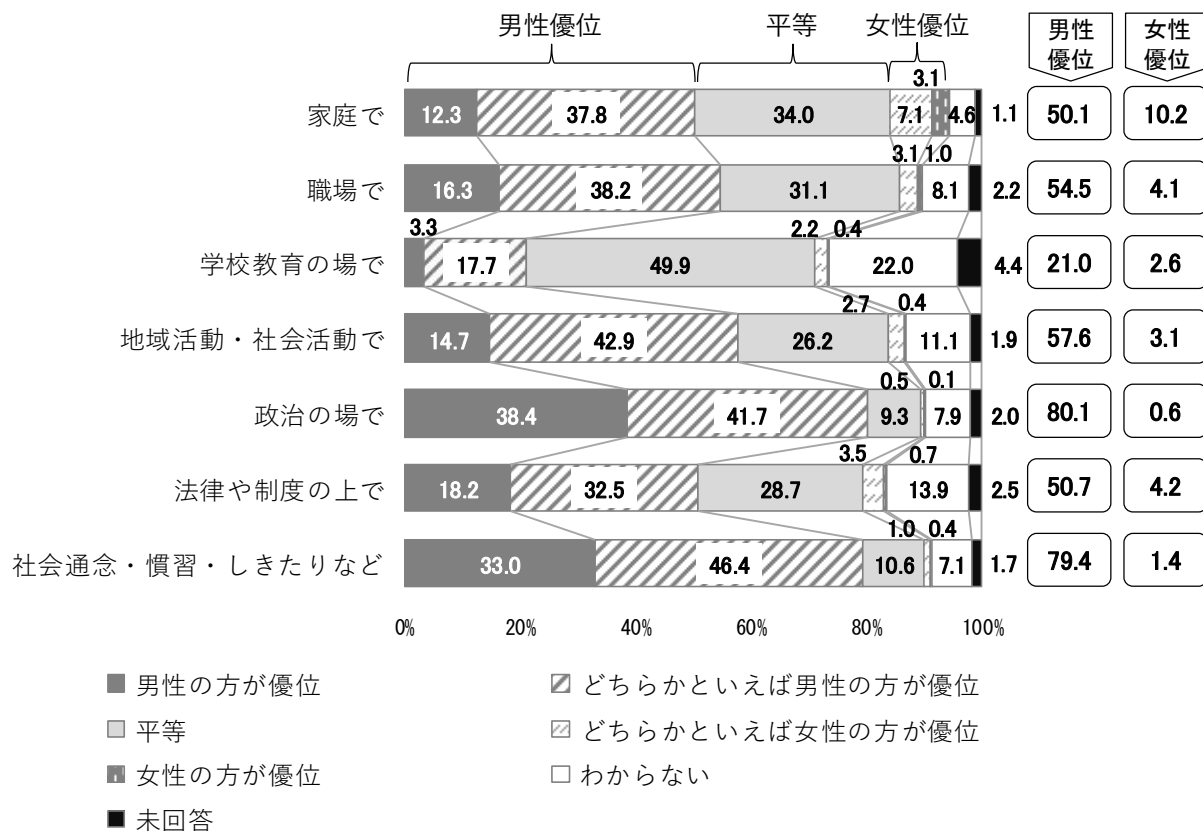
《現状と課題》

人口減少や少子・高齢社会の進展に直面する八女市では、地域コミュニティの維持や伝統行事の継承など、地域活動の担い手の確保が課題となっています。誰もが住みやすい地域づくりのためにも、性別や年代にかかわらず、多様な人材が地域活動に参画することが重要です。

しかし、市民アンケートで地域活動や社会活動における男女の地位の平等感を尋ねたところ、約6割の人が「男性の方が優位」と答えています。さらに、社会通念・慣習・しきたりなどについては、約8割の人が「男性の方が優位」と答えています。とくに女性は不平等を強く感じており、地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識や偏見に対して不満を持っていることがうかがえます。こうしたことは、女性が地元を離れて都市部で暮らす理由の一つになっているとも指摘されています（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」令和2年3月）。

活力ある地域づくりのためにも、地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消を図り、女性の参画を進めていく必要があります。

《図表 19》様々な分野における男女の地位の平等感 [全体：N = 1134]



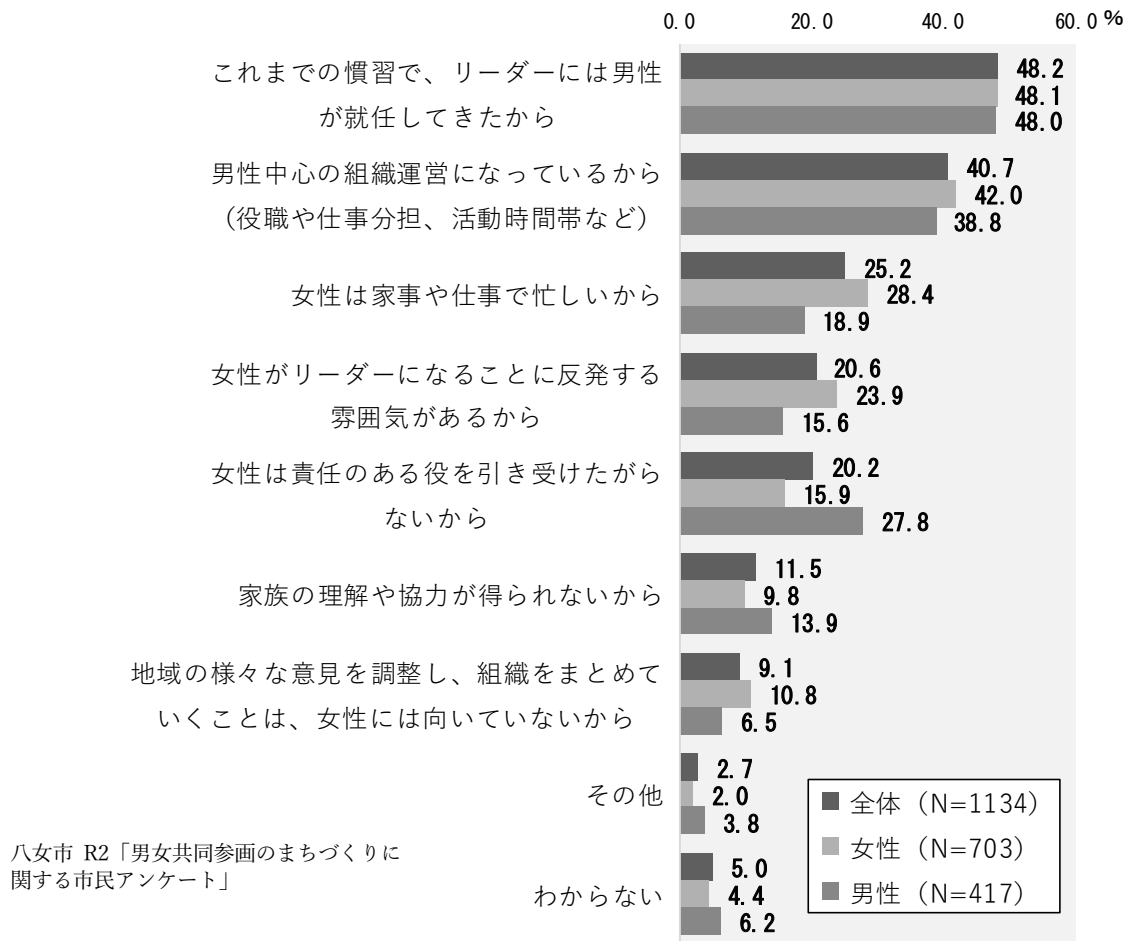
八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《図表 20》八女市の行政区長に占める女性比率の推移（各年 4 月 1 日現在）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
行政区長数（人）	184	184	184	184	184
うち女性行政区長数（人）	2	1	1	3	1
女性比率（％）	1.1	0.5	0.5	1.6	0.5

（総務課）

《図表 21》地域活動に女性が少ない理由（複数回答）[全体、性別]



《基本的施策》

（１）地域活動への女性の参画の促進

具体的事業		事業の説明	担当課
32	地域活動団体への女性参画の促進	○ 行政区（自治会・町内会）やまちづくり団体など地域で活動する団体に対し、女性役員の登用を進めるよう働きかけます。	総務課 企画政策課
33	地域活動団体の役員への啓発・情報提供	○ 地域活動団体の役員等に対し、地域活動における男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

主要課題3 地域防災活動における男女共同参画の推進

《現状と課題》

近年、全国的に大規模災害が多発しています。八女市でも毎年のように集中豪雨や台風接近による災害が発生し、地域防災活動の重要性がますます高まっています。

大規模災害の発生時には、とくに女性や子どもなど、弱い立場にある人が困難な状況に置かれやすいと言われています。避難所等での性被害・性暴力の発生や、避難生活の中で固定的な性別役割分担を反映した負担が女性に集中することなどが懸念されるため、災害発生時における女性への配慮が求められるとともに、避難所運営等に女性の参画を促す工夫が必要です。

そのため、防災活動や防災組織への女性の参画を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った災害対応の必要性に関する理解を促進する必要があります。

《図表 22》八女市防災会議の女性比率の推移

	平成 25 年 12 月～平成 27 年 12 月	平成 30 年 12 月～令和 2 年 12 月
防災会議の委員総数（人）	31	26
うち女性委員数（人）	4	7
女性比率（％）	12.9	26.9

（防災安全課）

※ 平成 27 年 12 月 24 日～平成 30 年 12 月 17 日は委員を委嘱していない（常設機関ではないため）

《図表 23》八女市の女性消防団員数の推移（各年 4 月 1 日現在）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
女性消防団員数（人）	42	37	41	37	33

（防災安全課）

《基本的施策》

（1）男女共同参画の視点に立った防災・復興の促進

具体的事業		事業の説明	担当課
34	地域防災活動への女性参画の促進	○ 女性消防団員の活動支援や、自主防災組織への女性の参画促進に取り組みます。	防災安全課
35	災害対応における男女共同参画に関する啓発	○ 女性被災者への配慮の必要性など、災害対応における男女共同参画の視点について啓発や情報提供を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

主要課題4 市民との協働による男女共同参画の推進

《現状と課題》

八女市では、市民と行政が地域課題を共有しながら連携し、地域の活性化やまちづくりを推進する「協働」によるまちづくりを進めています。また、八女市男女共同参画のまちづくり条例では、市の責務のほかに市民の役割を定め、共に男女共同参画を推進することをめざしています。

市内には、地域における男女共同参画の推進に取り組む複数の団体があります。そうした団体の活動を支援して活性化を図るとともに、団体の視点を活かして市の様々な事業への参画を促進し、協働による男女共同参画のまちづくりを進める必要があります。

《基本的施策》

(1) 市民と行政の協働による事業の推進

具体的事業		事業の説明	担当課
36	男女共同参画推進団体の活動の支援	○ 地域で男女共同参画を推進する団体の活動を支援します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
37	事業の企画・運営への市民参画の促進	○ 男女共同参画に関する市民企画講座や、男女共同参画情報誌の企画・編集など、男女共同参画推進団体との協働による活動を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

基本目標Ⅳ 男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援

主要課題 1 生涯を通じた健康づくりの支援

《現状と課題》

生涯を通じて健康を維持することは、個性や能力を発揮していきいきと活動していくために大切なことです。「人生 100 年時代」が到来すると言われる中で、健康寿命を延ばすためには、早い時期から健康づくりの支援に取り組むことが重要です。特定健診や各種がん検診を実施して疾病の早期発見・早期治療に努めるほか、広報による情報提供や健康相談などで、自らの健康状態や生活習慣を振り返る機会を提供する必要があります。

とくに女性は、月経や妊娠・出産・更年期など、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。一方で男性は、様々な悩みや問題を一人で抱え込み、深刻化しがちであると言われています。男女が互いの身体的特徴を理解し、健康について知識と理解を深め、心身の健康の維持・増進を図る取り組みが必要です。

また、健康な体づくりや生きがいがいづくりにとって、運動・スポーツ習慣は大きな影響があります。スポーツ庁の令和元年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によると、成人の運動実施率（週 1 日以上）は、男性が 55.8%であるのに対し、女性は 51.0%と低くなっています。さらに「この 1 年間に運動・スポーツはしなかった」人の割合や、運動不足を「感じる」人の割合は女性のほうが高くなっています。性別にかかわらず参加しやすいスポーツ事業を実施し、スポーツ活動への女性の参加を推進することが必要です。

《図表 24》八女市の住民健診の受診状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定健診	対象者数（人）	13,268	12,795	12,434	12,194
	受診者数（人）	4,672	4,704	5,348	4,983
	受診率（％）	35.2	36.8	43.0	40.9
乳がん検診	対象者数（人）	16,349	16,349	15,187	15,187
	受診者数（人）	3,309	3,073	3,281	3,389
	受診率（％）	29.7	28.9	30.3	30.8
子宮がん検診	対象者数（人）	18,518	18,518	16,908	16,908
	受診者数（人）	2,738	2,894	3,201	3,298
	受診率（％）	21.0	21.6	25.4	27.1

（健康推進課）

《基本的施策》

(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

具体的事業		事業の説明	担当課
38	生涯を通じた健康づくりの支援	○ 思春期・更年期などの課題に対応し、健康寿命を延ばすため、生涯を通じた健康づくりの支援に取り組みます。	子育て支援課 健康推進課
39	健康診査事業の充実	○ 女性特有のがんなどの早期発見・予防のため健康診査を実施するとともに、受診率向上に努めます。	健康推進課
40	健康相談の充実	○ 性別にかかわらず心の相談などの悩みに対応し、心身の健康維持を図ります。	健康推進課

(2) 妊娠・出産に関する健康づくりの支援

具体的事業		事業の説明	担当課
41	妊婦・乳幼児健康診査の充実	○ 妊婦・乳幼児の健康づくりのため健康診査を実施し、疾病の早期発見や予防に努めます。	子育て支援課
42	妊婦相談・子育て相談の充実	○ 安心して出産・子育てできるよう、健康相談や訪問指導で不安の軽減を図ります。	子育て支援課
43	男性の理解の促進	○ 妊娠・出産に関する男性の理解を深め、育児への参画を進めるよう、父母参加型の育児講座や情報交換の集いを開催します。	子育て支援課

(3) スポーツを通じた健康づくりの支援

具体的事業		事業の説明	担当課
44	性別にかかわらず参加しやすいスポーツ事業の充実	○ 性別にかかわらず参加しやすい各種スポーツ事業を開催し、健康づくりに寄与するスポーツ活動を推進します。	スポーツ振興課

主要課題 2 社会的な困難を抱えた人への支援

《現状と課題》

令和 2（2020）年からの新型コロナウイルスの感染拡大は、非正規雇用の割合が高い女性の雇用や生活に、とくに深刻な影響をもたらしました。内閣府男女共同参画局がまとめた「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（第 8 回）」資料によると、令和 2 年 4 月の全国の就業者数は男女とも大幅に減少しましたが、男性が 37 万人の減少であるのに対し女性は 70 万人減少しており、女性の減少幅が大きくなっています。

ひとり親家庭では、とりわけ母子家庭の場合、子どもの育児や家事のために親の雇用形態がパートタイムなどの非正規であることが多く、経済的にも精神的にも不安定な状況に置かれがちです。そうしたことから生じる女性の貧困の問題は子どもの貧困にもつながるため、その影響を断ち切るための支援が必要です。

また、八女市では人口減少と少子高齢化が進み、高齢化率は 35%を超えています。とくに 75 歳以上の後期高齢者人口をみると、その約 6 割以上が女性となっています。高齢になっても安心して暮らせるよう、日常生活での自立や地域とのつながりを支援していくことが重要です。

さらに女性は、障がいがあることや外国人であることなどを理由に、複合的な問題を抱えることがあります。八女市では外国人の人口が年々増加しており、その約 7 割が女性です。様々な困難を抱えた人が安心して生活できる環境づくりのため、生活支援などに取り組んでいく必要があります。

性的指向や性自認*を理由とした根強い偏見や差別も残っていることから、誰もが人権を尊重され自分らしく生きられるよう、性的少数者に対する正しい理解を深めるための取り組みが必要です。

《図表 25》八女市の児童扶養手当受給者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
児童扶養手当受給者数（人）	612	601	593	597	574

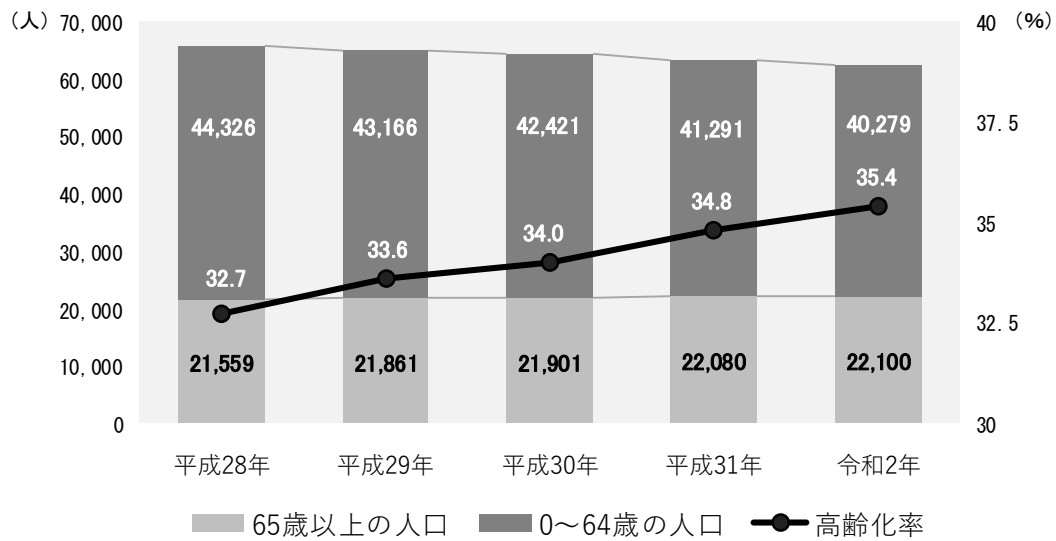
（子育て支援課）

《図表 26》八女市の生活保護受給者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
生活保護受給者数（人）	439	476	473	491	486

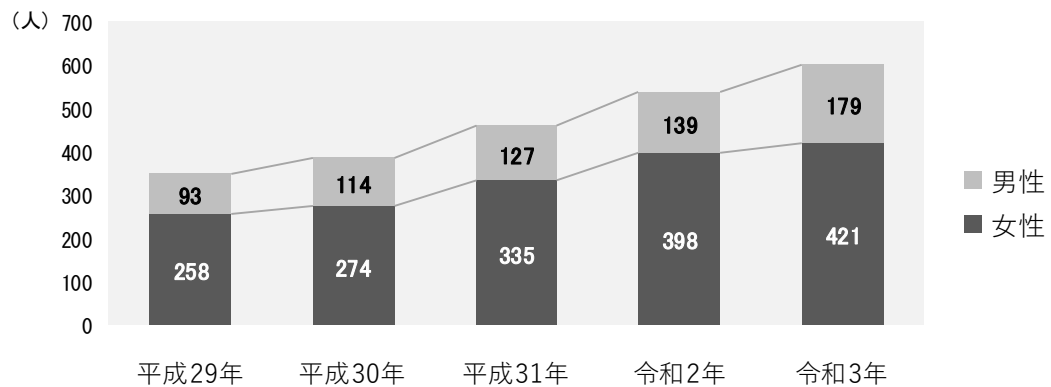
（福祉課）

《図表 27》八女市の高齢化率の推移（各年 4 月 1 日現在）



(介護長寿課)

《図表 28》八女市の外国人人口の推移（各年 1 月 1 日現在）



(市民課)

《基本的施策》

(1) ひとり親家庭に対する支援

具体的事業		事業の説明	担当課
45	ひとり親家庭の生活の自立に対する支援	○ 経済的自立を支援するための事業を行うとともに、各種制度の周知を図ります。 ○ 生活や子どもの養育、就業などに関する相談機能の充実を図ります。	子育て支援課

(2) 高齢者・障がい者に対する支援

具体的事業		事業の説明	担当課
46	高齢者・障がい者の生活の自立に対する支援	○ 関係機関と連携し、高齢者や障がい者の就労支援を行います。 ○ 地域で安心して暮らせるよう、生活支援体制の整備や相談機能の充実を図ります。	福祉課 介護長寿課
47	公共施設の整備・充実	○ 誰もが安心して利用できるよう、公共施設や道路のバリアフリー化など都市基盤の整備を進めます。	定住対策課 建設課

(3) 経済的困難を抱えた人に対する支援

具体的事業		事業の説明	担当課
48	生活の安定を図るための支援	○ 関係機関と連携し生活支援に取り組み、各種制度の周知を図ります。 ○ 生活や就業などに関する相談機能の充実を図ります。	福祉課

(4) 外国人に対する支援

具体的事業		事業の説明	担当課
49	外国人の生活の自立に対する支援	○ 外国人が地域で孤立しないよう、国際理解のための啓発や、日本語学習などの支援を行います。	社会教育課

(5) 性的少数者に対する支援

具体的事業		事業の説明	担当課
50	正しい理解を深めるための啓発	○ 性的指向や性自認に関する正しい理解を深めるための啓発を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

主要課題3 配偶者等からの暴力の根絶（第3次八女市DV対策基本計画）

《現状と課題》

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。とくに、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為などの性に関連した暴力は、男性と女性が置かれた社会的な状況を背景として、その被害者の多くが女性となっています。女性に対する暴力を根絶することは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な課題です。

近年では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した暴力や、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）など、暴力の形態が多様化しています。さらに新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的にDV件数が増加していることが問題となっています。内閣府男女共同参画局の調査によると、全国の令和2（2020）年4月から12月までのDV相談件数は147,277件で、前年同期の約1.5倍にのぼっています。八女市でも同様に相談件数が増加しており、支援体制のさらなる充実が求められています。

市民アンケートによると、女性の約3割が、過去に配偶者やパートナーから身体的、精神的、経済的など何らかの暴力を受けたことがあると答えています。八女市では令和元年度から専門の女性相談員を配置し、DV相談に対応していますが、被害の潜在化を防ぎ、被害者が必要な支援を受けられるよう、相談窓口の周知の徹底や支援体制の整備を引き続き行っていく必要があります。また、市の窓口での初期対応が重要であることから、DVに対する関係職員の理解を深めるとともに、庁内外の連携強化を図らなければなりません。

《図表29》八女市の女性に関する相談件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数（件）	44	60	43	118	148
うちDVに関する相談（件）	16	39	23	66	69

（人権・同和政策・男女共同参画推進課）

- ※ 平成28年度～30年度は「女性ホットライン」と「男女共同参画推進支援委員」への相談件数の合計
- ※ 令和元年度は「女性ホットライン」と「女性相談員」への相談件数の合計
- ※ 令和2年度は「女性相談員」への相談件数（令和3年2月分まで）

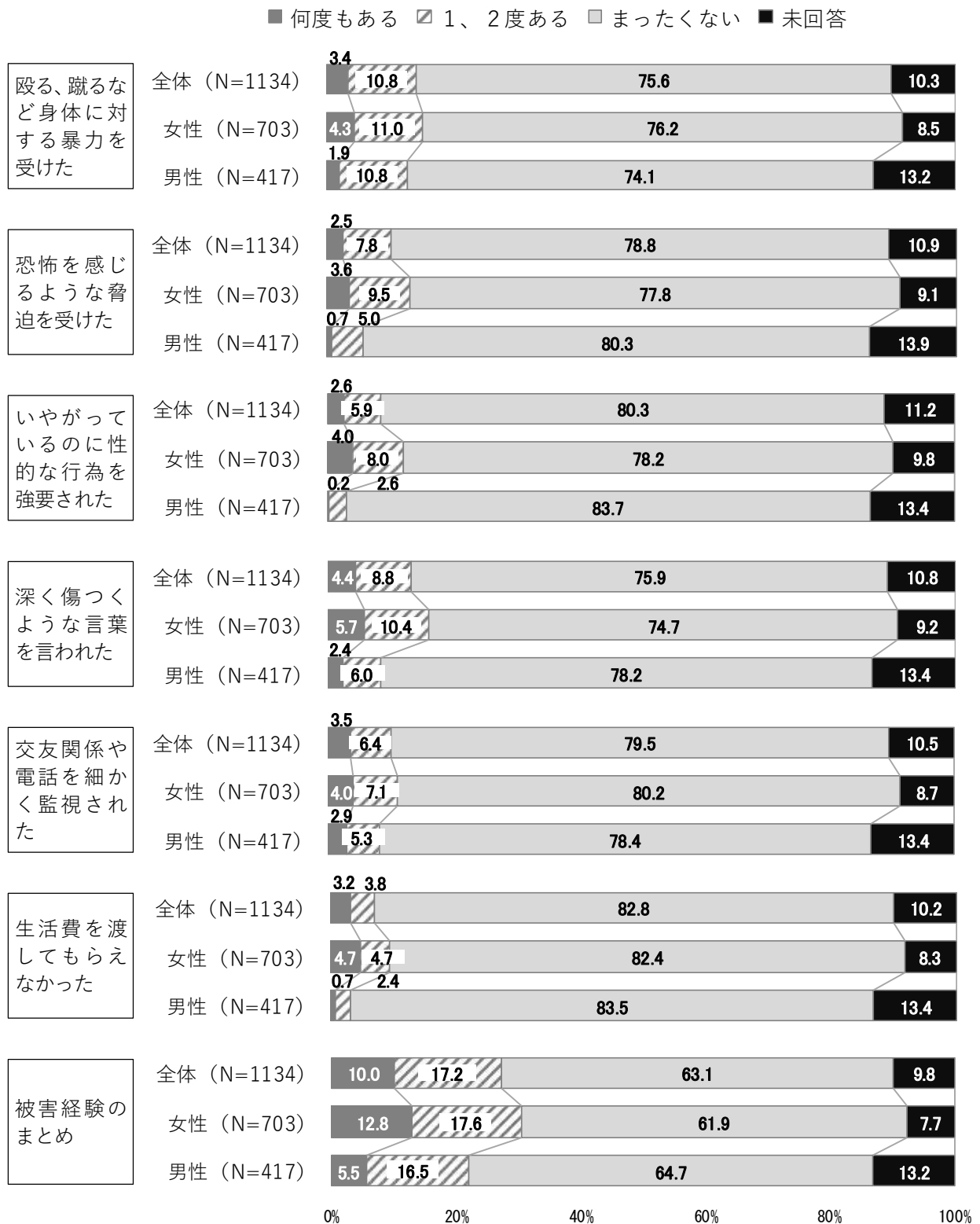
《図表30》2019年と2020年の全国のDV相談件数の比較

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2019年（件）	10,449	11,140	10,879	12,174	11,113	11,357	11,629	10,938	10,054	119,276
2020年（件）	15,170	17,575	18,013	16,753	16,007	15,786	17,487	15,586	14,900	147,277

（内閣府男女共同参画局調査より）

- ※ 2019年は全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数
- ※ 2020年は配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラス（2020年4月～）への相談件数の合計

《図表 31》配偶者や恋人からの暴力の被害経験 [全体、性別]



八女市 R2「男女共同参画のまちづくりに関する市民アンケート」

《基本的施策》

(1) DVに関する啓発の推進

具体的事業		事業の説明	担当課
51	DV防止に関する啓発・情報提供	○ 市の広報紙やホームページ等を活用して、DV防止に関する啓発や情報提供を行います。 ○ 学校などを通じ、若年者に対してデートDVに関する啓発を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
52	DV相談窓口の周知	○ 市の広報紙やホームページをはじめ、さまざまな手段を活用して相談窓口の周知を図ります。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

(2) DVに関する相談・支援体制の強化

具体的事業		事業の説明	担当課
53	DV相談窓口の整備・充実	○ 女性相談員を設置し、DVをはじめとした女性からの相談に対応します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
54	関係職員の資質の向上	○ 相談に関わる職員や窓口の職員などを対象に研修や情報提供を行い、資質の向上に努めます。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
55	庁内関係課の連携強化	○ DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図ります。 ○ 各課でDV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。 ○ 被害者の安全確保のため、各種手続きのワンストップサービスを実施します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課 窓口関係課
56	関係機関との連携強化	○ 県の各部署や警察など関係機関と連携し、被害者の保護・支援を行います。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

行動計画を推進するための取り組み

《現状と課題》

第5次計画の広範多岐にわたる取り組みを着実に実施していくためには、全庁的な推進体制の整備と、進捗状況の管理が必要です。男女共同参画推進協議会の定期的な開催により全体で課題を共有するとともに、職員の理解を深めるための啓発を行います。

また、市内の事業所における仕事と生活の両立支援や女性の活躍を進めていくためには、事業主としての八女市が、まず率先して取り組むことが重要です。市では、女性活躍推進法に基づき「八女市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の採用・登用や、男性職員の育児休業取得などに関する数値目標を設定しています。しかし、管理職総数に占める女性の割合は、目標値の20%に対して13.3%（令和2年4月1日現在）にとどまっており、女性職員の人材育成や環境整備をさらに積極的に進める必要があります。

第5次計画の進捗状況や男女共同参画の施策に関しては、八女市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、広く市民に公開し、市民の声を施策に反映するよう努めます。

《図表 32》八女市の女性職員の登用状況の推移（各年4月1日現在）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
管理職総数（人）	45	44	41	40	45
うち女性管理職数（人）	7	5	4	7	6
女性比率（%）	15.6	11.4	9.8	17.5	13.3
課長補佐相当職総数（人）	63	80	72	75	85
うち女性数（人）	9	15	16	19	26
女性比率（%）	14.3	18.8	22.2	25.3	30.6
係長相当職総数（人）	139	131	131	126	108
うち女性数（人）	49	48	49	47	39
女性比率（%）	35.3	36.6	37.4	37.3	36.1

（人事課）

《図表 33》八女市の男性職員の育児休業取得率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
男性職員の育児休業取得率（%）	0.0	6.7	0.0	7.1

（人事課）

《基本的施策》

(1) 庁内の推進体制の充実

具体的事業		事業の説明	担当課
57	男女共同参画推進協議会の活動の充実	○ 男女共同参画推進協議会を開催して課題の共有と全体化を図り、行動計画を着実に推進します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
58	女性職員の登用と職域拡大	○ 女性職員が活躍できる環境整備のため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	人事課
59	職員の育児・介護等の両立支援	○ 職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	人事課
60	職員に対する啓発・情報提供	○ 男女共同参画に関する理解を深めるため、職員研修などによる啓発や情報提供を行います。	人事課 人権・同和政策・男女共同参画推進課

(2) 行動計画の進捗管理

具体的事業		事業の説明	担当課
61	男女共同参画推進審議会の充実	○ 男女共同参画推進審議会において、行動計画の進捗状況をはじめ男女共同参画行政に関して委員の意見を聴き、施策に反映するよう努めます。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
62	行動計画の進捗状況の公開	○ 行動計画の毎年度の進捗状況を市のホームページ等に掲載し、広く市民に公開します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
63	市民アンケートの実施	○ 男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握し、施策の参考とするため、必要に応じて市民アンケートを実施します。	人権・同和政策・男女共同参画推進課

資 料 編

■アンコンシャス・バイアス

無意識の思い込み、偏見のこと。アンコンシャス・バイアス自体に良し悪しはありませんが、人の考え方や価値観の多様化が進む中では、バイアスが決めつけを助長し、悪影響を及ぼすことも散見されるようになりました。アンコンシャス・バイアスには様々な性質のものが、そのうち「ステレオタイプバイアス」は、人の属性や一部の傾向に対する先入観や固定観念のことを指します。例えば「男性は外で働き、女性は家庭を守るもの」「九州の人はお酒に強い」などです。特に、性別に対するステレオタイプは「ジェンダーバイアス」と呼ばれ、固定的性別役割分担意識を助長する思い込みの一つとして注目を集めています。

■エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって、状況を変える力をつけること。

■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

■固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

■性的指向・性自認

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対

象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があります。これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもあります。

■セクシュアル・ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇や降格、減給等の不利益を受けるもの(対価型)と、性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(環境型)があります。

「性的な言動」とは、性的な内容の発言および性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれます。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)。

■ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力。暴力の形態には、なぐる、蹴るなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、言葉で相手の心を傷つけるなどの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、いやがっているのに性的行為を強要するなどの「性的暴力」があります。

被害者は多くの場合女性であり、配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。また、暴力の原因としては、「夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がない」といった社会通念や、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差などの構造的問題も大きく関係しています。また、交際中のカップル間で起こる「デートDV」では、中高生など10～20代の若い人の被害が問題になっています。

■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいいます。

八女市男女共同参画のまちづくり条例

平成16年3月23日

条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第19条）

第3章 諮問機関の設置（第20条）

第4章 補則（第21条）

附則

八女市は、自然と緑に恵まれた農業、歴史と伝統のまちとして発展してきました。

近年における社会経済情勢は、少子高齢化や核家族化、女性の社会進出等、急激な変化をきたしており、新しい対応が求められています。

一方、今なお性別による差別や固定化された役割分担に基づく慣行又は意識が見受けられ、男女共同参画のまちづくりには多くの課題が残っています。

このため、本市では、国が制定した男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画を推進するための施策に取り組んでいます。

市、市民及び事業者の協働による男女共同参画の推進を21世紀における本市の重要な課題と位置付け、男女が、お互いの身体的特徴を理解したうえで、人権を尊重しつつ、社会経済情勢の変化に対応し、社会のあらゆる分野において対等な構成員として喜びも責任も共に分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、誰もが生き生きと輝く男女共同参画のまちづくりのため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する基本的施策を定め、総合的かつ計画的な推進による男女共同参画のまちづくりを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に居住する者及び市内の事業所に通勤し、又は市内の学校等に通学する者をいう。
- （2） 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （3） 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- （4） 積極的改善措置 前号に定める機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- （1） すべての人が、直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別を受けることなく、人権が尊重され、自らの意思と責任において個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- （2） すべての人が、性別によって慣習的に固定された役割分担に基づく慣行又は意識に縛られることなく自らの意思と責任において社会における活動の選択ができるよう配慮されること。
- （3） すべての人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は地域及び民間の団体における方針の決定に参画する機会が確保されること。
- （4） 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、就労をはじめとする社会活動に参画できるよう配慮されること。
- （5） 教育が男女共同参画の意識の形成について重要な役割を果たすため、学校教育、社会教育、幼児教育、家庭教育等あらゆる教育の場において、人権の尊重と男女共同参画を推進すること。
- （6） 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組や成果と密接な関係を有していることを考慮して、平和を基盤とした国際的協調の下に行うこと。

（市の責務）

- 第4条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第9条及び前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画を市の重要な課題として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協力して男女共同参画推進施策を実施しなければならない。
 - 3 市は、その実施する男女共同参画推進施策以外の施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念について理解を深め、その事業活動において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者の雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、育児、介護等の家庭における役割を果たしつつ職業生活を営むことができるよう、就労に関する条件及び環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、就労者に対し、男女共同参画の推進に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(性別による差別の禁止等)

第7条 すべての人が、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人が、他の者の意思に反し、性的な言動により不快感や不利益を与え、又はその生活環境を害することをしてはならない。

3 すべての人が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親密な関係にある者に対して身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力行為をしてはならない。

4 すべての人が、性同一性障害を理由とする差別をしてはならない。

5 すべての人が、公衆に表示する情報において、性別による差別又は男女間における暴力等を助長する表現及び男女共同参画推進施策の妨げとなる表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進していくため、男女共同参画に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的な男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的に推進するために必要な事項

3 市長は、行動計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 市長は、毎年、行動計画の実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

5 行動計画の変更については、第3項の規定を準用する。

(調査研究等)

第9条 市は、男女共同参画を推進するために必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(啓発活動等)

第10条 市は、男女共同参画に関する市民の関心と理解を深めるため、積極的に情報の提供及び啓発活動を行うものとする。

(教育の充実等)

第11条 市は、基本理念に基づいて、あらゆる教育の場で、人権意識の向上と男女共同参画を推進する教育の充実を図らなければならない。

2 市は、職場、学校、地域等において、男女共同参画の推進にかかわる人材の育成に努めるものとする。

(家庭への支援)

第12条 市は、基本理念に基づき、家族を構成する男女が、育児、介護等の家庭における役割を協力して担うことができるよう、情報提供、相談その他の必要な支援を行わなければならない。

(雇用への支援)

第13条 市は、関係機関と連携し、事業者に対して、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るための支援を行わなければならない。

(農業者への支援)

第14条 市は、本市の基幹産業の1つである農業における男女共同参画を推進するために、男性とともに主要な役割を担う女性が、家庭及び社会の対等な構成員として適正な評価を受け、経営又は社会活動への参画及び能力の開発がされ、家庭生活との両立ができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

(自営業者への支援)

第15条 市は、商工業その他の自営業における男女共同参画を推進するために、男女が、家庭及び社会の対等な構成員として、経営における役割について適正な評価を受け、自らの意思によって経営若しくはこれに関連する活動への参画及び能力の開発がされ、家庭生活との両立ができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

(団体への支援と連携)

第16条 市は、市内で活動を行う団体における男女共同参画を推進するため、当該団体に対し啓発及び情報の提供その他の支援を行わなければならない。

2 市は、基本理念に基づく男女共同参画の推進について自主的な活動を行う団体と連携を図るとともに、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

(補助金交付団体への措置)

第17条 市は、運営又は活動に対する補助金等の助成を行っている団体に対して、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進を求めることができる。

(苦情等の申出)

第18条 すべての人が、男女共同参画の推進を阻害し、若しくは阻害のおそれがあるとき、又は市内において性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権の侵害（以下「人権侵害」という。）を受けたときは、苦情又は救済の申出又は相談をすることができる。

(苦情等の処理)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情又は救済の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときには、八女市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 諮問機関の設置

(設置)

第20条 市は、市長の諮問に応じ、行動計画の策定及び変更等の重要事項について調査審議し、又は男女共同参画推進施策の実施状況若しくは前条に規定する苦情の処理について意見を聴くため、八女市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第19条から第23条まで及び附則第3項の規定は、平成16年7月1日から施行する。

(みなし規定)

2 この条例の施行の日前に策定されている行動計画は、第8条の規定にかかわらず、その有効期間に限り、同条の規定に基づいて策定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八女市条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年6月26日条例第17号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月13日条例第27号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八女市条例第34号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

八女市男女共同参画推進審議会規則

平成16年3月23日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、八女市男女共同参画のまちづくり条例（平成16年八女市条例第13号）第20条第2項の規定に基づき、八女市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審議会は、18人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 知識経験者
 - (2) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の構成は、いずれかの一方の性が委員総数の4割未満であってはならない。
- 4 委員は、公募による委員を含まなければならない。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議について、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

- 第6条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属すべき委員の互選によってこれを定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民部人権・同和政策・男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第11号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第53号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日規則第87号）

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規則第24号）

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日規則第18号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第25号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

八女市男女共同参画推進審議会委員名簿（令和３年３月現在）

氏 名	団 体 名
植 野 まゆみ	八女市社会福祉協議会
浦 部 和 子	黒木支所推薦
小 川 栄 一	本庁推薦
小 川 寛 行	八女市行政区長会
狩 野 啓 子	久留米大学教授
川 口 公 子	上陽支所推薦
朽 網 貞 子	福岡八女農業協同組合
栗 原 大 輔	矢部支所推薦
佐 藤 雅 子	市民公募
下 川 京 子	八女市人権・同和教育研究協議会
中 村 芳 子	立花支所推薦
西 田 孝 尚	市民公募
西 村 直 樹	本庁推薦
西 村 将 則	八女商工会議所
松 尾 隆 志	八女市商工会
森 茂 生	八女市議会
山 口 美 樹	星野支所推薦
山 田 幸 浩	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
《事務局》人権・同和政策・男女共同参画推進課 男女共同参画推進係	

（50 音順）

《表紙》 鶴 茉梨子さん

令和元年度八女市男女共同参画推進事業

「個性が輝く」写真作品募集 応募作



第5次八女市男女共同参画行動計画

発行日 令和3年3月

八女市市民部人権・同和政策・男女共同参画推進課

男女共同参画推進係

〒834-8585 福岡県八女市本町 647

電話 0943-23-1314 FAX 0943-22-2186

E-mail dsuishinkakari@city.yame.lg.jp



5 ジェンダー平等を
実現しよう



私たちは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています